

第五次一括法の成立について

本日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第五次一括法）」が成立した。

本法は、地方分権改革を推進するための新たな手法として導入された提案募集に対する個々の地方公共団体等からの提案に基づき実現したものであり、地方分権改革を新しいステージへと押し上げるものである。

特に本改正は、地方分権改革の最重要課題であった農地転用許可権限を都道府県及び指定市町村に移譲すること等を内容とするものであり、関係者のこれまでのご尽力に感謝する。

地方は、移譲された権限に基づき、農業の再生と総合的なまちづくりを両立させ、地方創生の実現に尽くし、農地の確保については、平成26年8月5日、地方六団体が取りまとめた「農地制度のあり方について」の趣旨を踏まえ、国とともに責任を果たしていく決意である。

今後、制度の設計に当たり、農地制度のあり方に関する地方六団体提言を踏まえたものになることを期待する。

国においては、必要な政省令の整備を速やかに行うとともに、事務権限の移譲等に伴う財源措置、スケジュールの提示、研修の実施・マニュアルの整備等について、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めることを強く望む。

今後の地方分権改革の推進については、地方公共団体等から提出された具体的な数多くの提案を、できる限り実現する方向で積極的に検討することを求める。

また、地方からの要望の強い分野を中心に、国と地方の役割分担の観点から地方への事務権限の移譲や「従うべき基準」の参酌すべき基準化を含めた義務付け・枠付けの見直しを行うことを原則とし、地方に委ねることによる特段の支障等を立証できない限り移譲・見直しを実行する取組みも併せて進めるべきである。

平成27年6月19日

地方六団体

全国知事会会長	山田 啓二
全国都道府県議会議長会会長	高島なおき
全国市長会会長	森 民夫
全国市議会議長会会長	岡下 勝彦
全国町村会会長	藤原 忠彦
全国町村議会議長会会長	蓬 清二